

令和2年度 第1回野田市環境審議会 会 議 次 第

《日 時》 令和2年7月8日(水) 10:00～

《場 所》 野田市役所 8階大会議室

1 委員長挨拶

2 市長挨拶

3 新委員紹介

4 諮 問

野田市環境基本計画の策定について

5 議 事

報告事項 今後のスケジュールについて

6 そ の 他

野環環第121号
令和2年7月8日

野田市環境審議会
委員長 菊池 喜昭 様

野田市長 鈴木 有



諮 問 書

野田市環境審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

野田市環境基本計画の策定について

2 諮問趣旨

野田市では、廃棄物の不法投棄や水質汚濁などの身近な問題から地球温暖化など地球規模の問題まで山積しており、環境をめぐる問題に対応すべく、平成23年3月に環境基本計画を策定し、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、6つの基本方向と4つの重点施策を掲げて、施策を展開しております。

さらに平成29年3月には各施策の進行状況を考慮し中間見直しを行ったところです。

本計画は、令和2年度を目標年度としており、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から見直しを行います。

つきましては、野田市環境基本計画の見直しについて諮問しますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

◇本計画の目的

本計画は、野田市の望ましい環境像を環境の将来の目標像を明らかにして、市、事業者及び市民の全ての人々が、それぞれの立場で連携・協働して望ましい環境像を実現するために取り組んでいく計画です。

◇本計画の目的

本計画は、「野田市環境基本条例」に示された基本理念を実現するために、市、事業者及び市民が協働して環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、創造に関する目標や施策の大綱、配慮指針などを示す、環境分野の最上位計画として策定するものです。

◇環境像

基本方向

施策の方向

豊かな自然を生かした健康な文化都市「野田」を目指し、六つの基本方向を達成するため、20の施策の方向について、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の具体的な取り組みを展開します。さらに、本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、**五つの重点施策**を提案します。



◇本計画の役割

- ◎環境の現状をとらえ、問題点や課題を示します。
- ◎目標とする環境像を定め、それを実現するための基本方向を示します。
- ◎基本方向を達成するための個別的な目標と具体的な施策を示します。
- ◎市、事業者及び市民等が行う具体的な取り組みを示します。
- ◎環境基本計画を推進していくための方策を示します。

◇本計画見直しの考え方

本計画は、国や県の関連法や条例、関連計画と連携し、「野田市総合計画」と整合を図りながら、市の各種施策の環境に関する事項や施策の推進状況を勘案し、市の取り組みや目標を見直します。

◇本計画の役割

本計画は、**令和3年度**を初年度とし、10年後の**令和12年度**を目標年度とします。ただし、今後、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行います。

◇各主体の役割

本計画に取り組む主体は、当市の構成員（市、事業者、市民）に教育関係者とNPO等の市民活動団体を加えて設定します。

◇市の役割◇

市は、環境基本条例の基本理念にのっとり、**市民や事業者、NPO団体等と協働し**環境保全に関する計画の策定や施策を実施していくという役割を担っています。

◇事業者の役割◇

事業者は、事業活動において、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策に参加・協力し、持続的に発展できる社会を構築するという役割を担っています。
さらに、再生可能なエネルギーを活用するなど地球温暖化防止対策に向けた積極的な取り組みが期待されます。

◇市民の役割◇

市民は、健全で豊かな環境の恵みを受けていることを意識して、この環境を将来の世代に継承 **次世代を担う子供たちの模範となる** していくという役割を担っています。
さらに各家庭においても、ごみの分別や地球温暖化防止に向けた取り組みが期待されます。

◇教育関係者の役割◇

教育関係者は、研究や調査を通じて得られた知見を広く市民に伝えるとともに、環境教育や**道徳教育**の推進、子どもたちの感受性を育成し、人材を育てるという役割をになっています。

◇NPO等の市民活動役割◇

NPO等の市民活動団体は、環境保全活動の率直的な取り組みを行い、環境情報の提供、事業者や行政の**取り組みを評価し、環境保全に対する提言をする**という役割を担っています。**さらに、環境保全について市、市民と協働することが期待されます。**

◇各施策の主な見直し内容

- 1-1 里山の保全と活用
- 1-2 自然との触れ合いの確保
- 1-3 **生物多様性の保全**

◇1-1 里山の保全と活用 具体的な取り組み◇

里山等の山林についても、地権者の協力を得つつ、市民参加による保全及び活用を促進します。
全地域の生きもの調査により、里地里山として、市内の水田やその周辺の山林の現状把握を行います。

◇1-2 自然との触れ合いの確保 具体的な取り組み◇

みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高め野田市独自農業の展開を図ります。
樹林地等を始めとする豊かな森林生態系を保全・活用するため、市民や市民団体、間伐・下草刈り等の実施市民活動団体との協働によりその保全に努めます。

◇1-3 生物多様性の保全 具体的な取り組み◇

市民参加による生物多様性に係る活動を推進し、生物多様性への理解を深めます。
NPOと市民が実施する自然・生物多様性の保全・再生活動等への支援を行うとともに、当活動の推進を図ります。
野田市貴重な野生動植物保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき江川地区を最重要エリアとして、地区指定、協定締結や買取協議申出による計画的な用地取得を推進し、保全・再生エリアの維持・拡大を図ります。
水田における水域の連続性を確保するため、魚道の設置等により水路と田面の**落差**を解消し、生息空間のネットワーク化を保全していきます。
コウノトリの放鳥を**引き続き**実施し、**野田市に1ペア以上**のコウノトリの**定着**を目指して取り組みます。
江川地区をモデル地区とした市域エコロジカル・ネットワークの取り組みを市全域に広げていきます。
次期生物多様性のだ戦略策定の中で、野田市のレッドデータブックの作成について検討を進めていきます。

- 2-1 豊かな緑の確保
- 2-2 触れ合える水辺づくり
- 2-3 良好な景観の形成
- 2-4 歴史的文化遺産の保護・継承

◇2-1 豊かな緑の確保 具体的な取り組み◇

市民参加によるふるさと花づくり運動やグリーントラストバンク**事業**を推進します。
みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。

◇2-2 触れ合える水辺づくり 具体的な取り組み◇

貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、**緑と水**のネットワーク形成を図り、野生生物の生育空間の確保に努めます。
江川地区や三ツ堀里山自然園等について、動植物生態系に配慮したビオトープを継続するとともに、新たなビオトープの整備について調査・検討を進めます。

◇2-3 良好な景観の形成 具体的な取り組み◇

みどり豊かな公園や歴史的な資源を活かした魅力的な街並みや景観形成に**取り組むとともに、市内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めた、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」に基づき、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図り美しく暮らしやすいまちづくを進めます。**
水辺景観や田園景観を活かしつつ、点在する身近な歴史的資源を活かした野田市の歴史を伝える景観形成を図るため、市民を意見を反映させた**景観計画等の制定を検討します。**

◇2-4 歴史的文化遺産の保護・継承・具体的な取り組み◇

市内に点在する歴史的文化的遺産の保全と活用等により景観形成を図るため、市民の意見を反映させた**景観計画等の制定を検討します。**
豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。

- 3-1 廃棄物の減量化の推進
- 3-2 資源化の推進
- 3-3 不法投棄の防止
- 3-4 環境マナーの普及啓発

◇3-1 廃棄物の減量化の推進 具体的な取り組み◇

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の一人1当たりの排出量を平成22年度比で20パーセント削減を目指しごみの減量に取り組みます。
 資源化不適物や焼却残渣を加えた最終処分量を令和3年度に4,644トン／年を目指し、削減に取り組みます。
 ごみ減量・リサイクルの推進を図るため 野田市廃棄物減量等推進審議会」の意見を踏まえ、指定ごみ袋無料配布枚数の見直しなどごみ減量施策について検討していきます。
 事業系ごみの排出抑制に向けて事業者に対して指導強化を行いごみの減量化を図ります。
 各家庭の生ごみをたい肥化することでごみ減量化に繋がることから、より多くの家庭で生ごみ処理装置を普及させる目的として生ごみ堆肥化装置購入助成金制度の周知 推進します。

◇3-2 資源化の推進

具体的な取り組み◇

ごみの分別収集の徹底に取り組み、3R（デュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる資源化を推進します。
 リサイクル展示場の運営など、資源を有効に利用するための仕組みを推進します。
スマートフォン用のごみ分別促進アプリによりごみや資源の分別について啓発を推進します。

◇3-3 不法投棄の防止

具体的な取り組み◇

野田市不法投棄等監視カメラの設置及び管理に関する基準を定め、不法投棄等が多発している場所にはカメラを設置し、個人のプライバシーを保護しつつ不法投棄の防止に努めます。

◇3-4 環境マナーの普及啓発

具体的な取り組み◇

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例を改正 することを検討し環境マナーの普及啓発を強化します。

- 4-1 地球温暖化の防止及び脱炭素化への取り組み
- 4-2 エネルギーの効率的利用の促進

◇4-1 地球温暖化の防止及び脱炭素化への取り組み 具体的な取り組み◇

第4次地球温暖化実行計画を策定し、公共施設における省エネルギー化に取り組みとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。
さらに「脱炭素社会」に向けて、「ゼロカーボンシティ」の宣言を前提に第4次地球温暖化実行計画（令和4年度策定）において、市・事業者・市民のすべきことを明確にし、市は「脱炭素化」の取り組みに向けた地球温暖化対策の啓発を行います。

◇4-2 エネルギーの効率的利用の促進 具体的な取り組み◇

エネルギーの効率的利用を促進し、公共施設における省エネルギー化に取り組みとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。
 再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大を促進します。（千葉県住宅用小エネルギー設備設置補助金）
 公用車の電気自動車等の低公害車、低燃費車等への入替を進めます。

- 5-1 大気環境の保全
- 5-2 水質環境の保全
- 5-3 騒音・振動・悪臭防止
- 5-4 地質環境の保全

◇5-1 大気環境の保全 具体的な取り組み◇

光化学スモッグ、PM2.5の注意情報等を防災無線、市のホームページやまめメールにより住民や学校等へ周知し、健康被害を防止します。
 産業廃棄物処理節から排出される化学物質による健康被害問題解決のため、継続的にVOCモニターによる24時間測定と必要に応じて立入調査の実施を行います。

◇5-2 水質環境の保全 具体的な取り組み◇

工場や事業者に対し、定期的な立ち入りを実施し排水の適正な処理を指導します。

◇5-3 騒音・振動・悪臭防止 具体的な取り組み◇

「野田市環境保全条例」により地域の特性を考慮した規制を行います。

◇5-4 地球環境の保全 具体的な取り組み◇

市内全域について任意に抽出した35カ所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）について調査・分析を実施します。
 地下水汚染のモニタリング調査を継続し、浄化対策も取り組み、工場、事業所への指導を行います。

- 6-1 環境教育・環境学習の推進
- 6-2 環境情報の共有とネットワークづくり
- 6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

◇6-1 環境教育・環境学習の推進 具体的な取り組み◇

環境に関する講演会やイベントの開催、広報による情報提供、職員による出前講座などを進めます。
環境に関する知識やモラル、マナーなどの習得を通じて、発達段階に応じた環境学習を充実させます。

◇6-2 環境情報の共有とネットワークづくり 具体的な取り組み◇

環境保全への取り組みに関する情報を収集、整理し、ホームページなどで公開します。
地域と連携し、回覧板の活用などで広報活動を充実します。
市と市民が双方向で情報交換できる、環境情報のネットワークづくりを進めます。

◇6-3 環境保全活動の拠点づくり、組織づくり 具体的な取り組み◇

地域の環境保全活動をするための拠点づくりや、組織づくりを進めます。
市民の自主的な環境活動や組織づくりを支援します。
地域の様々な環境に関する情報や知識を持っている学識者などの情報を整理します。

報告事項

野田市環境審議会 今後のスケジュールについて

開催時期		主な内容	
7月	7月8日(水)	第1回審議会	
8月	下旬	第2回審議会	・計画素案
10月	下旬	第3回審議会	・提案 ・任期延長
11月		パブリックコメント手続き等	
12月			
1月	下旬	第4回審議会	・修正案
2月	下旬	第5回審議会	・答申 ・環境調査報告書